

令和 2 年第 5 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第5回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 令和2年5月25日(月)午後1時30分から午後2時04分

2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

1. 使用貸借権の合意解約について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 令和元年度(平成31年度)美里町農業委員会事業報告について

6 議事

- 第1号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第3号議案 農地転用事業計画変更申請について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
- 第5号議案 令和2年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について

7 その他連絡・報告事項

1. 令和2年5月事業報告について
2. 令和2年6月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員(1名)

事務局長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和2年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。

今月総会は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除になりましたが、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、4月の総会と同様の措置をとらせていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長挨拶は省略しますので、重ねてご理解とご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、これより令和2年第5回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条3の規定により、議長よりお二人を指名いたします。

6番久道雄悦委員、7番大友重善委員のお二人にお願いいたします。

議長

それでは、報告事項1番、使用貸借権の合意解約について、報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知について、既に皆さんには総会資料をお配りしておりますので、一読されたと思いますので、先ほどの事務局長の開会宣言の中にもありましたように、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、事務局の朗読は省略させていただきます。

なお、報告事項1番と報告事項2番について、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、報告事項3番、令和元年度(平成31年度)美里町農

業委員会事業報告について、報告事項1番と2番同様、事務局による朗読は省略し、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長 ないようですので、続きまして議事に入ります。

議長 第1号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

議長 先ほどの各報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 第1号議案、農用地利用集積計画書審議については、73議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

第1号議案同様、事務局による朗読は省略し、議案番号73番と74番の2議案を除いた19議案について審議とします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号73番と74番の2議案を除いた19議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長	全員賛成と認めます。 続きまして、議案番号 73 番と 74 番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、11 番柴山真二委員の退席を求めます。
議長	休憩いたします。 ( 13 : 37 )
議長	再開いたします。 ( 13 : 37 )
議長	休憩前に引き続き、議案番号 73 番と 74 番について審議をいたします。 質疑ございませんか。
	( なしという声あり )
議長	質疑なしと認め、採決に入ります。 議案番号 73 番と 74 番についての賛成の方の挙手を求めます。
	( 委員全員の挙手を確認 )
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。 ( 13 : 38 )
議長	再開いたします。 ( 13 : 38 )
議長	第 2 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見については、21 議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。
議長	続きまして、第 3 号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。 第 2 号議案同様、事務局による朗読は省略しますが、5 月 14 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、第 3 号議案について、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

柴山真二委員

農地調査委員会は、今月から尾形 司委員と委員長である私柴山の2名で担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地局長、高橋次長の計6名により、5月14日木曜日、現地調査を行いました。第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請についての議案、番号2については、本小牛田地区の牛飼に位置し、当初、許可を受けた転用事業者が達成困難になり、今日に至りました。今回、承継者により許可を受けた事業の実施をすることから、第4号議案番号14番にて転用申請をすることに伴い、その前段として事業計画を変更するものです。

今回、この事業計画変更承認申請については、次の点を調査しております。

1点目として、許可取り消し処分された物件を農地として効率的に利用されることが認められること。

2点目として、目的達成が困難になったことが当初の転用事業者の故意、過失によるものでないと認められること。

3点目として、変更後の計画は、当初計画と同程度またはそれ以上の緊急性、必要性があること。

4点目として、変更後の計画が実施されることが確実と認められること。

5点目として、変更後の計画は、周辺農地に及ぼす影響が当初計画と同程度またはそれ以下と認められること。

そして6点目として、その他変更後の計画は、農地転用許可委員に許可相当と認められること。

以上6点について調査し、全て該当することを確認いたしましたので、承認相当であることを報告します。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、議案番号2番について審議に入ります。質疑ありませんか。

7番、大友重善委員。

大友重善委員

7番、大友重善です。

ただいまの農地調査委員会からの説明についてですが、今回の申請者である承継者の葛西智之さん。この事業を一番最初に申請したのはこの方ではなく、別の方だったのではないでしょうか。ここで1度承継届を出して、ただ

今説明があったように、4号議案の議案番号14番、ここで再度申請していますよね。詳しい経過がわからないのですが、平成2年11月に許可を受けていながら、事業ができず事業内容を変更して、今回転用許可をまた申請する、という流れが理解に苦しむのですが、その辺について説明よろしくお願ひします。

議長 ただ今より休憩します。（13：41）

議長 再開いたします。（13：43）

事務局 7番、大友重善委員のご質問にお答えします。

この第3号議案につきましては、承継者である　さんの　さんが当初転用申請をされました。平成2年ですからちょうど30年前です。ところが、そのときに何らかの事情で計画どおりにできなかったということで、この30年間事業を実施しませんでした。

農地転用の許可書については永久と言われていますので、平成2年当時の許可は今でも有効です。ただし、許可書自体は有効ですが既に事業実施者はいませんので、　である　さんが今回承継者として、当初受けた許可は取下げしないで、生かすということの流れにより今回の申請となりました。

それから、先ほど農地調査委員会からも報告がありました、この議案の後に、第4号議案において関連議案として出てまいります。

経過としては以上となります。

議長 7番、大友重善委員、よろしいですか。

大友重善委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 そのほか質疑ございませんか。

（質問、意見なし）

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地転用事業計画変更申請についての賛成の方の挙手を求め

ます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

第3号議案同様、事務局による朗読は省略しますが、5月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、議案番号8番から14番までの7議案について、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

柴山真二委員 それでは報告いたします。

番号8について、現地は 地区の に位置し、転用目的は貸家の建築で、農地区分は都市計画用途地域に該当することから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号9について、現地は 地区の に位置しております。転用目的は太陽光発電の設置です。農地区分は都市計画用途地域であることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号10について、現地は 地区の に位置しております。転用目的は隣接する居宅の駐車場・庭等の設置です。農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。現在、居宅敷地と隣接する最適な位置にあり、他の農地以外の土地を検討した上での前提ということで、許可相当と見てきました。

番号11について、現地は 地区の中組に位置しております。転用目的は居宅の建築で、農地区分は北浦駅から300メートル以内にあるため第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号12について、現地は 地区の清水江に位置しております。転用目的は居宅の建築で、農地区分は都市計画用途地域であることから第3種農地と判断しました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号13について、現地は 地区の に位置しております。転

用目的は、譲受人が経営する会社が、現在運営している保育施設を増設するために、譲受人が土地を購入し、造成を行った上で会社に賃借するというものです。農地区分は都市計画用途地域にあることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号14について、現地は　　地区の　　に位置し、先ほど第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請、番号2のとおり、当初転用事業者が許可目的達成が困難になったことから、承継者が譲渡人から所有権移転を受け、新たに計画を実施するため本申請が提出されました。転用目的は当初計画と同様居宅の建築で、農地区分は都市計画用途地域にあることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号8番から14番までの7議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、議案番号8番から14番までの7議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、令和2年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定についてを議題といたします。

第5号議案につきましては、令和2年度の事業計画案ですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	( 第 5 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。 )
議長	事務局の説明が終了いたしましたので、第 5 号議案についての審議に入ります。質疑ありませんか。
	( なしという声あり )
議長	質疑なしと認め、採決に入ります。 第 5 号議案、令和 2 年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について、賛成の方の挙手を求めます。
	( 委員全員の挙手を確認 )
議長	全員賛成と認めます。第 5 号議案、令和 2 年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について、原案のとおり承認とし、令和 2 年度の指針といたします。
議長	以上で議事を終了いたします。

## 議 事 錄 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 6番

署名委員 7番